

臨時福祉給付金の申請はもうお済みですか？

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことを受けて、所得の低い方々への負担を軽くするため、暫定的・臨時的な取り扱いとして「臨時福祉給付金」を支給しています。

- **支給対象者** ・平成26年1月1日時点で北島町の住民基本台帳に登録され、平成26年度分の町民税が課税されていない方が対象です。

ただし、

{	・課税されている方に扶養されている場合	}	は除きます。
	・生活保護の受給者である場合 など		

町民税について未申告の方は、支給対象者となるか判断できません。まずは申告をお願いします。

- **支給額**
 - ・1人につき **10,000円**
 - ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者^{※1}
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など^{※2}

※1 4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

支給対象者に該当するにもかかわらず、申請書が届いていない方は早急に北島町役場保険福祉課までお申し出ください。

- **申請場所** 北島町役場 5階地域交流室（受付時間：午前9時～午後4時）
郵送の場合は北島町役場保険福祉課まで
- **申請期限** 平成26年10月1日（水）まで
※窓口申請は土日祝日を除きます。
※郵送申請は必着になります。
※申請期間経過後は原則受付できませんのでご注意ください

8月7日に臨時福祉給付金の支給要件が改正され、これまで加算の対象とならなかった基礎年金等の受給者の方の一部が、新たに加算の対象となります。
平成26年4月、または5月分の基礎年金等から受給を開始された方で、すでに臨時福祉給付金を1万円（加算無し）で受け取られている方はお問い合わせください。

● **申請方法に関するお問い合わせ**

北島町役場 保険福祉課 臨時福祉給付金係

電話：088(698)9805

● **制度に関するお問い合わせ**

厚生労働省

給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192

問い合わせ先



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

臨時福祉給付金に関して、町の職員等が電話や訪問で、ATMの操作案内や給付にかかる手数料の徴収などの連絡をすることはありません。

